

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働者災害補償保険法施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済
に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について

「労働者災害補償保険法施行規則及び厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和 6 年厚生労働省令第 88 号。以下「改正省令」という。）が令和 6 年 5 月 24 日に公布され、記第 1 の 1、2 及び 4 については令和 6 年 5 月 27 日から、記第 1 の 3 については令和 7 年 4 月 1 日から施行されることとなった。改正省令の内容は下記のとおりであるので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

（注）本通達中における法令の略称は、次のとおりである。

労災則＝労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）

石綿則＝厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則
（平成 18 年厚生労働省令第 39 号）

口座登録法＝公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の
登録等に関する法律（令和 3 年法律第 38 号）

番号利用法＝行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に
関する法律（平成 25 年法律第 27 号）

改正番号利用法＝行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）

記

第 1 改正省令の内容

1 特別遺族年金請求時等における公金受取口座登録時の申請書等記載の一部廃止

（1）改正の趣旨及び概要

口座登録法の施行に伴い、公的給付の支給等（口座登録法第 2 条第 2 項各号に規定するもののうち、預貯金口座に金銭を払い込む方法により行うことができるようにする必要があるものとしてデジタル庁令で定めるものをいう。以下同じ。）の迅速かつ確実な実施を目的として、以下の仕組みが創設されたことを踏まえ、特別遺族年金の支給等に係る申請等において、その受取口座として公金受取等口座の利用を希望する旨の意思の有無などを確認する必要があるが生じる

ことから、当該公的給付の支給等の申請等に係る書類の記載事項について所要の改正を行うもの。

- ・ 預貯金者が、内閣総理大臣に申請をして、公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる一の預貯金口座の登録を受けることができる仕組み（口座登録法第3条）
- ・ 行政機関の長等が、公的給付の支給等に係る金銭の授受をするために必要があるときは、内閣総理大臣に対し、公的給付支給等口座情報の提供を求めることができる仕組み（口座登録法第9条）

（2）改正の内容

石綿則第6条第1項、第7条第1項及び第16条第1項について、請求書等における記載事項を改正し、公的給付の支給等の受取口座として公金受取等口座の利用を希望する旨の意思を確認することとする等の措置を講じること。

2 個人番号の利用による、特別遺族年金の請求時等における添付書類の一部省略

（1）改正の趣旨及び概要

労災則において、生計維持関係等の証明のため、住民票の写しにより証明しようとする事項が、個人番号の利用により、機構保存本人確認情報により確認できる場合は、住民票の写しが請求人等から提出されたものとして取り扱って差し支えない旨、平成27年12月8日付け基発1208第2号、平成27年12月8日付け基管発1208第1号・基補発1208第1号・基保発1208第1号及び平成29年3月31日付け基発0331第5号により通知したところであるが、同様の取扱いを石綿則に規定すること。

（2）改正の内容

下記の項目については、個人番号を取得した限りにおいて、機構保存本人確認情報の提供を受けることにより添付書類を省略することができるよう、規定の整備を行うこと。

- ・ 事実上婚姻関係と同様の事情にあることを証明することができる書類（石綿則第6条第3項第3号）
- ・ 死亡労働者等との生計維持関係を証明することができる書類（石綿則第6条第3項第4号）
- ・ 受給権者との生計同一関係を証明することができる書類（石綿則第6条第3項第6号、第7条第2項第3号及び第14条第2項第2号）
- ・ 受給権者住所に変更があったことを証明することができる書類（石綿則第15条第4項）
- ・ 受給権者の死亡の事実を証明することができる書類（石綿則第15条第4項及び第19条第2項第1号）
- ・ 所在不明者の所在が1年以上明らかではないことを証明することができる書類（石綿則第21条第2項）

3 個人番号の利用による、特別遺族年金の定期報告の見直し

（1）改正の趣旨及び概要

定期報告は、受給資格者の受給条件の変動状況等を的確に把握し、適正な給付を図るために実施してきたところである。労災則において、個人番号の利用により必要な情報を取得できる者についての定期報告を廃止することとする旨、令和3年3月30日付け基発0330第17号により通知したところであるが、特別遺族年金についても、個人番号の利用により必要な情報を取得できる者についての定期報告を廃止するため、所要の改正を行うもの。

(2) 改正の内容

石綿則第14条第1項において、特別遺族年金受給者のうち個人番号の利用により必要な情報を取得できる者について定期報告の提出を求めないこととする措置を講じること。

4 番号利用法改正に伴う措置

(1) 改正の趣旨及び概要

改正番号利用法の一部施行（令和6年5月27日）に伴い、請求人が提供すべき情報の名称について所要の改正を行うもの。

(2) 改正の内容

労災則第14条の2第4項等で規定する、請求人が提供すべき情報の名称を「特定個人情報」から「利用特定個人情報」に改正すること。

第2 関係通達の改正

第1の1のとおり請求時等の記載事項の変更を改正したこと及び第1の3のとおり定期報告の見直しを行ったことから、「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（「特別遺族給付金」の支給関係）について」（平成18年3月17日付け基発0317003号。令和4年6月17日最終改正。）の全部（下線部参照）及び同通達に定める様式第1号、第2号、第3号、第4号、第6号、第6号の2、第8号及び第9号については、別添1及び別添2のとおり改正を行う。この改正は、令和6年5月27日（4（4）ウについては令和7年4月1日）から施行する。なお、この通達の施行の際、現に存するこの通達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

改正後全文（改正部分は傍線部分）

基 発 第 0317003 号
平成 18 年 3 月 17 日
改正 基 発 0524 第 1 号
令和 6 年 5 月 24 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

石綿による健康被害の救済に関する法律の施行
（「特別遺族給付金」の支給関係）について

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「法」という。）が平成18年2月10日に、石綿による健康被害の救済に関する法律の施行期日を定める政令（平成18年政令第36号）及び石綿による健康被害の救済に関する法律施行令（平成18年政令第37号。以下「令」という。）が同年3月10日に、厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成18年厚生労働省令第39号。以下「規則」という。）が本日公布され、これらは同月27日より施行されることとなっている。これらの施行に当たっては、下記に留意の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 法の趣旨等

石綿による健康被害については、石綿が長期間にわたって我が国の経済活動全般に幅広く、かつ、大量に使用されてきた結果、多数発生してきている一方で、長期にわたる潜伏期間があつて因果関係の特定が難しく現状では救済が困難であるという状況があつた。

この法は、このような状況の中で、これらの被害者を隙間なく迅速に救済する必要があるとの判断の下、石綿による健康被害者を隙間なく救済するための新たな法的措置を講じるために制定されたものである。

この法に基づく救済措置は、労災保険法等による救済の対象とならない者に対する救済給付の支給と死亡した労働者の遺族で労災保険法の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した者に対する特別遺族給付金の創設の2つからなっている。後者については、石綿による疾患は長期の潜伏期間があり、石綿と疾患の関連性に本人も気づきにくく、専門的な知識を持った医師が少ないという事情から、本人又はその遺族が労災保険法による保険給付を請求したときは既に消滅時効にかかっているといった場合があることから、特に救済することとし、新たに特別遺族給付金を支給すること

としたものである。

2 対象疾病（法第2条第1項及び規則第2条関係）

対象とする疾病は、中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物（以下「肺がん」という。）、石綿肺、良性石綿胸水及びびまん性胸膜肥厚とする。

3 対象者（法第2条第2項及び第59条第1項関係）

死亡労働者等の遺族であつて、労災保険法による遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅したものとする。

「死亡労働者等」とは、労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者又は特別加入者（労災保険法第34条第1項第1号等の規定により労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者とみなされる者）であつて、石綿にさらされる業務に従事することにより2の対象疾病にかかり、これにより死亡したもの（昭和22年9月1日以降に2の対象疾病にかかり、これにより令和8年3月26日までに死亡した者に限る。）をいう。

4 特別遺族年金

(1) 受給資格者等（法第59条第1項から第3項まで及び第60条並びに規則第3条関係）

ア 受給資格者の範囲

特別遺族年金を受けることができる遺族は、死亡労働者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(ア) 死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたこと。

(イ) 妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者にあつては、死亡労働者等の死亡の当時において、次の①から④までのいずれかに該当すること。

① 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、55歳以上であること。

② 子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。

③ 兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること又は55歳以上であること。

④ ①から③までの要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）第15条で定める障害の状態にあること。

(ウ) 死亡労働者等がこの法律の施行の日（平成18年3月27日。以下「施行日」という。）の前日の5年前の日（平成13年3月26日。以下「特定日」という。）以前に死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から施行日までの間において、死亡労働者等が特定日の翌日（平成13年3月27日）から石綿による健

康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第77号。以下「平成20年改正法」という。）の施行の日の前日の5年前の日（平成15年11月30日）までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から平成20年改正法の施行の日（平成20年12月1日）までの間において、死亡労働者等が平成20年改正法の施行の日の5年前の日（平成15年12月1日）から施行日の前日（平成18年3月26日）までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から5年を経過した日までの間において、死亡労働者等が施行日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第104号。以下「平成23年改正法」という。）の施行の日の前日の5年前の日（平成18年8月29日）までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から平成23年改正法の施行の日（平成23年8月30日）までの間において、死亡労働者等が平成23年改正法の施行の日の5年前の日（平成18年8月30日）から施行日から10年を経過する日（平成28年3月27日。以下「10年経過日」という。）の前日（平成28年3月26日）までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から5年を経過した日までの間において、死亡労働者等が10年経過日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第72号。以下「令和4年改正法」という。）の施行の日の前日の5年前の日（平成29年6月16日）までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から令和4年改正法の施行の日（令和4年6月17日）までの間において、死亡労働者等が令和4年改正法の施行の日の5年前の日（平成29年6月17日）から施行日から20年を経過する日（令和8年3月27日。以下「20年経過日」という。）の前日（令和8年3月26日）までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から5年を経過した日までの間において、次の①から⑤までのいずれにも該当しないこと。

- ① 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたこと。
- ② 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったこと。
- ③ 離縁によって、死亡労働者等との親族関係が終了したこと。
- ④ 子、孫又は兄弟姉妹については、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したこと（死亡労働者等の死亡の時から引き続き（イ）④の障害の状態にあるときを除く。）。
- ⑤ （イ）④の障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなったこと（夫、父母又は祖父母については、死亡労働者等の死亡の当時55歳以上であったとき、子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は死亡労働者等の死亡の当時55歳以上であったときを除く。）。

イ 順位

配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順とする。

(2) 額（法第59条第3項及び令第15条関係）

受給権者及びその者と生計同じくしている遺族（特別遺族年金の受給資格者に限

る。)の数に応じて定める以下の額とする。

1 人	240万円
2 人	270万円
3 人	300万円
4 人以上	330万円

(3) 受給権の消滅（法第61条関係）

特別遺族年金を受ける権利は、死亡したとき又は(1)ア(ウ)①から⑤までのいずれかに該当したときは、消滅する。この場合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に特別遺族年金を支給する。

(4) 請求手続等

ア 特別遺族年金の支給請求書等（規則第6条から第8条まで関係）

(ア) 特別遺族年金の支給を受けようとする者（(イ)に該当する者を除く。）は、「特別遺族年金支給請求書」（様式第1号）に、死亡診断書等の記載事項証明書、戸籍の謄本又は抄本等を添付して、労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、個人番号が未提出の場合を除き、記載事項証明書として住民票の写しを添える必要はないこと。

(イ) 先順位者の死亡等に伴う転給により新たに特別遺族年金の支給を受けようとする者は、「特別遺族年金転給等請求書」（様式第2号）に、戸籍の謄本又は抄本等の記載事項証明書等を添付して、労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、個人番号が未提出の場合を除き、記載事項証明書として住民票の写しを添える必要はないこと。

(ウ) 特別遺族年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、そのうち1人を請求及び受領の代表者に選任し、その旨を労働基準監督署長に届け出なければならない。

イ 特別遺族年金証書の交付（規則第11条から第13条まで関係）

(ア) 労働基準監督署長は、特別遺族年金の支給の決定をするときは、「特別遺族年金証書」（規則様式第9号）を交付しなければならない。

(イ) 特別遺族年金証書を交付された受給権者は、当該年金証書を亡失した際等は再交付を請求することができる。

(ウ) 特別遺族年金証書を交付された受給権者又はその遺族は、特別遺族年金を受ける権利が消滅した際は、遅滞なく、当該年金証書を返納しなければならない。

ウ 特別遺族年金の受給権者の定期報告等（規則第14条から第16条まで関係）

(ア) 特別遺族年金の受給権者は、毎年、「特別遺族年金の受給権者の定期報告書」（様式第3号）に、戸籍の謄本又は抄本等の資料を添付して、提出しなければならない。ただし、個人番号の利用により、必要な情報を取得できる者については添付書類の廃止及び定期報告の省略が可能となる。

(イ) 特別遺族年金の受給権者は、次に掲げる場合には、遅滞なくそれぞれに定める様式により、労働基準監督署長に届け出なければならない。

① 氏名及び住所に変更があった場合並びに払渡を受ける金融機関等を変更しようとする場合（「特別遺族年金の受給権者の住所・氏名、特別遺族年金払

渡金融機関等変更届」(様式第4号))

② 受給権が消滅した場合(「特別遺族年金受給権者失権届」(様式第5号))

③ 受給権者と生計を同じくしている特別遺族年金を受けることができる遺族の数に増減が生じた場合(「特別遺族年金額算定基礎変更届」(様式第6号))

5 特別遺族一時金

(1) 受給者等(法第59条第1項及び第2項、第62条並びに第63条関係)

ア 特別遺族一時金は、次の場合に支給するものとする。

(ア) 死亡労働者等が特定日以前に死亡した者である場合にあっては施行日において、死亡労働者等が特定日の翌日から平成20年改正法の施行の日の前日の5年前の日までに死亡した者である場合にあっては平成20年改正法の施行の日において、死亡労働者等が平成20年改正法の施行の日の5年前の日から施行日の前日までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から5年を経過した日において、死亡労働者等が施行日から平成23年改正法の施行の日の前日の5年前の日までに死亡した者である場合にあっては平成23年改正法の施行の日において、死亡労働者等が平成23年改正法の施行の日の5年前の日から10年経過日の前日までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から5年を経過した日において、死亡労働者等が10年経過日から令和4年改正法の施行の日の前日の5年前の日までに死亡した者である場合にあっては令和4年改正法の施行の日において、死亡労働者等が令和4年改正法の施行の日の5年前の日から20年経過日の前日までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から5年を経過した日において、特別遺族年金の受給権者がいないとき。

(イ) 特別遺族年金の受給権者がいなくなった場合において、それまでに支給された特別遺族年金の額が、1200万円((ア)の場合に支給されることとなる特別遺族一時金の額)未満のとき又は特別遺族年金の受給権者がその請求前に法第61条第1項各号に該当するに至りその権利が消滅した場合であって、他に特別遺族年金を受けることができる遺族がないとき。

イ 受給者の範囲等

(ア) 配偶者

(イ) 死亡労働者等の死亡時にその収入によって生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母

(ウ) その他の子、夫母、孫、祖父母、兄弟姉妹

ウ 順位は、イ(ア)から(ウ)までの順とし、(イ)及び(ウ)についてはそれぞれに掲げる順とする。

(2) 額(法第59条第4項及び令第16条関係)

ア (1)ア(ア)の場合 1200万円

イ (1)ア(イ)の場合 1200万円からそれまでに支給された特別遺族年金の額を控除した額

(3) 特別遺族一時金の支給請求書等（規則第9条関係）

ア 特別遺族一時金の支給を受けようとする者は、「特別遺族一時金支給請求書」（様式第7号）に、死亡診断書等の記載事項証明書、戸籍の謄本又は抄本等を添付して、労働基準監督署長に提出しなければならない。

イ 特別遺族一時金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、そのうち1人を請求及び受領の代表者に選任し、その旨を労働基準監督署長に届け出なければならない。

6 請求期限（法第59条第5項関係）

特別遺族給付金の支給の請求は、施行日から26年を経過したときはすることができない。また、先順位者の死亡等に伴う転給により後順位者に支給される特別遺族年金にあつては、先順位の遺族の権利が消滅したときから26年以内に請求しなければ、受給できなくなる。

7 未支給の特別遺族給付金等（法第64条関係）

特別遺族給付金については、労災保険法の未支給の保険給付、年金の支給期間、年金の内払、年金の過誤払時の充当、年金の支給停止等及び受給資格の欠格に係る規定等を準用し、同様の取扱とする。ただし、受給権者が請求を行っていなかった場合の未支給分については準用しない。

(1) 未支給の特別遺族給付金の支給等（規則第19条関係）

未支給の特別遺族給付金を請求しようとする者は、「未支給の特別遺族給付金支給請求書」（様式第8号）に、死亡診断書等の記載事項証明書等の資料を添付して、労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、個人番号が未提出の場合を除き、記載事項証明書として住民票の写しを添える必要はないこと。

(2) 過誤払による返還金債権への充当（規則第20条関係）

特別遺族年金の受給権者が死亡したためその支給を受ける権利を消滅したにもかかわらず、その後も過誤払が行われた場合において、特別遺族年金又は特別遺族一時金の受給権者が、過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき等には、その支払金額を過誤払による返還金債権に充当することができる。

(3) 所在不明による支給停止の申請等（規則第21条及び第22条関係）

ア 特別遺族年金の受給権者又は受けることができる遺族は、所在不明者に対する特別遺族年金の支給の停止を申し出ようとするときは、「特別遺族年金支給停止申請書」（様式第9号）を労働基準監督署長に提出することによって行わなければならない。ただし、個人番号が未提出の場合を除き、記載事項証明書として住民票の写しを添える必要はないこと。

イ 所在不明者として支給を停止されていた者が支給停止の解除を求めようとするときは、申請書と特別遺族年金証書を労働基準監督署長に提出することによって行わなければならない。

8 損害賠償との調整（法第65条及び規則第23条関係）

死亡労働者等の遺族が、特別遺族給付金の支給を受けるべきときに、同一の事由により労災保険適用事業主から損害賠償を受けた場合には、厚生労働大臣が別に定める基準により、その価格の限度で特別遺族給付金の支給をしないことができる。

また、労災保険適用事業主から損害賠償を受けた場合には、当該遺族は、「事業主責任災害損害賠償受領届」（様式第10号）を遅滞なく労働基準監督署長に提出しなければならない。

9 不正受給者からの費用徴収（法第66条関係並びに規則第24条及び第25条関係）

偽りその他不正の手段により特別遺族給付金の支給を受けた者からは、その支給に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。この場合において、事業主が虚偽の報告等をしたことによるときは、事業主は連帯して徴収金を支払うことを求められることがある。

10 労災保険率の算定（法第69条、令第12条から14条まで並びに規則第4条及び第5条関係）

特別遺族給付金の支給に要する費用については、労働保険料から賄うこととし、特別遺族給付金の支給実績を考慮した上で労働保険料の労災保険率を定めることとなる。ただし、個別事業場ごとのメリット制の適用に当たっては、建設の事業、港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業に従事する日雇労働者や転々労働者が中皮腫、肺がん又は石綿肺にかかった場合（港湾貨物取扱業又は港湾荷役業については中皮腫又は肺がんにかかった場合に限る。）の特別遺族給付金の給付実績については、一定の年数要件の下で除外するとともに、特別遺族年金の給付の額の算定は、一定額(1200万円)とする。

11 報告の徴収等（法第70条から第74条まで並びに規則第26条及び第27条関係）

特別遺族給付金の支給に関して必要があるときは、事業主や遺族等に対して、報告、文書の提出等を求め、また、事業場への立入検査を行うことができることとし、併せて、特別遺族給付金の受給権者が、正当な理由がなくその求めに従わない場合は、その者に対する特別遺族給付金の支給を一時差し止めることができることとする。

なお、事業場への立入検査等の際には、身分を示す証明書(規則様式第10号及び規則様式第11号)を関係人に提示しなければならない。

12 不服申立（法第78条関係）

特別遺族給付金に関する決定についての不服申立てや訴訟に対しては、労災保険法第38条から第40条までが適用される。従って、例えば、特別遺族給付金に関する決定に不服がある場合は、都道府県労働局に置かれる労働者災害補償保険審査官に審査請求を行い、その決定に対して不服がある場合は、労働保険審査会に再審査請求を行うことができる。

13 その他

(1) 給付事務等の分掌（規則第1条関係）

特別遺族給付金の支給事務は、死亡労働者等の働いていた事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長、不正受給者に対する徴収金の徴収等は、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長が行うこととする。このほか、事業主等からの報告徴収や特別遺族一時金の一時差止等については、厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長が行うことができることとする。

(2) 特別遺族給付金に関する処分の通知等（規則第10条関係）

特別遺族給付金の支給に関する処分を行ったときは、労働基準監督署長は、遅滞なく、文書でその内容を請求人等に通知し、請求人から提出された書類があるときは、遅滞なく返還しなければならない。

(3) 労災保険適用事業主の助力等（規則第17条及び第18条関係）

ア 労災保険適用事業主は、特別遺族年金を受けるべき者から必要な証明を求められたときは、速やかに証明しなければならない。

イ 労災保険適用事業主は、自らの事業に係る特別遺族給付金の支給の請求について、労働基準監督署長に意見を申し出ることができる。

14 施行期日等

平成18年3月27日より施行する。ただし、特別遺族年金支給請求書及び特別遺族一時金支給請求書の提出に関する事務については、同年3月20日から開始する。

石綿健康被害救済法
特別遺族年金支給請求書

別添2

① 労働保険番号										フリガナ														
府県		所掌		管轄		基幹番号				枝番号		② 死亡労働者等のフリガナ氏名	氏名		(男・女)									
													生年月日		年 月 日 (歳)									
													職 種											
③ 発病年月日						④ 死亡年月日						所属事業場名称所在地												
年 月 日 頃						年 月 日																		
⑤ 石綿ばく露作業の従事時期及びその内容																								
②の者については、⑤に記載したとおりであることを証明します。																								
										事業の名称												電話 () -		
										事業場の所在地												〒 -		
										事業主の氏名														
										(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)														
⑥ 上記以外の事業場における石綿ばく露作業の従事状況		事業の名称								就業時期				業務内容										
⑦ 請求人	フリガナ氏名		生年月日		フリガナ住所				死亡労働者等との関係		障害の有無		請求人の代表者を選任しないときはその理由											
			年 月 日								ある・ない													
			年 月 日								ある・ない													
			年 月 日								ある・ない													
			年 月 日								ある・ない													
⑧ 遺族年金を受けることができる特別請求人以外の特別	フリガナ氏名		生年月日		フリガナ住所				死亡労働者等との関係		障害の有無		請求人と生計を同じくしている											
			年 月 日								ある・ない		いる・いない											
			年 月 日								ある・ない		いる・いない											
			年 月 日								ある・ない		いる・いない											
			年 月 日								ある・ない		いる・いない											
⑨ 添付する書類その他の資料名																								
⑩ 年金の払渡しを受ける希望金融機関又は郵便局(登録している公金受取口座を利用します: □)	金融機関	名 称		※金融機関店舗コード																				
		預金通帳の記号番号		銀行・金庫・農協・漁協・信組				本店・支店・支所																
	郵便局	フリガナ氏名		※郵便局コード																				
		所 在 地		都道府県				市郡区																
		郵便振替口座の口座番号		第				号																
⑪ 救済給付における特別遺族弔慰金等の認定等の有無										申請の予定なし・申請予定・申請中・不認定・受給済														

上記により特別遺族年金の支給を請求します。

年 月 日
労働基準監督署長 殿

請求人
(代表者の)

住所
氏 名

電話番号 () -

個人番号

☐ 本件手続を裏面に記載の社会保険労務士に委託します。

様式第 1 号（裏面）

[注意]

- 1 ※印欄に記載しないこと。
- 2 事項を選択する場合には該当する事項を丸で囲むこと。
- 3 ②の死亡労働者等の所属事業場名称所在地欄には、死亡労働者等の直接所属する事業場が一括適用されている支店、工場、工事現場等の場合に記入すること。
- 4 ③の発病年月日欄は、確認できる場合にのみ記入すること。
- 5 ⑤には、事業場において石綿ばく露作業に従事した期間及び石綿ばく露作業の具体的な内容を記載すること。
- 6 死亡労働者等が特別加入者であった場合には、事業主の証明は受ける必要がないこと。
- 7 ⑥には、⑤に記載した以外の事業場において、石綿ばく露作業に従事したことがある場合はその事業場の名称並びに石綿ばく露作業の従事期間及びその内容を記載すること。
- 8 ⑥から⑨の欄内に記載することができない場合には、別紙を付して所要の事項を記載すること。
- 9 この請求書には、次の書類その他の資料を添えること。ただし、個人番号が未提出の場合を除き、(2)、(3)及び(5)の書類として住民票の写しを添える必要はないこと。
 - (1) 死亡労働者等に係る死亡診断書、死体検案書若しくは検視調書に記載してある死亡原因等の事項についての地方法務局又は支局の証明書（当該証明書が発行されない場合にはこれに代わるべき書類）
 - (2) 請求人及び請求人以外の特別遺族年金を受けることができる遺族と死亡労働者等の身分関係を証明することができる石綿健康被害救済法の施行日（平成 18 年 3 月 27 日）以降の日付で証明された戸籍の謄本又は抄本
 請求人又は請求人以外の特別遺族年金を受けることができる遺族が死亡労働者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類（請求人等が当該書類を入手することができる場合のみ）
 - (3) 請求人及び請求人以外の特別遺族年金を受けることができる遺族（労働者の死亡当時胎児であった子を除く。）が死亡労働者等の収入によって生計を維持していたことを証明することができる書類（請求人等が当該書類を入手することができる場合のみ）
 - (4) 請求人及び請求人以外の特別遺族年金を受けることができる遺族のうち労働者の死亡の時から引き続き障害の状態にある者については、その事実を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
 - (5) 請求人以外の特別遺族年金を受けることができる遺族のうち、請求人と生計を同じくしている者については、その事実を証明することができる書類
- 10 死亡労働者等が特別加入者であった場合には、⑤の事項を証明することができる書類その他の資料を添えること。
- 11 ⑩については、次により記載すること。
 - (1) 特別遺族年金の支給を受けることとなる場合において、特別遺族年金の払渡しを金融機関から受けることを希望する者にあつては「金融機関」欄に、特別遺族年金の払渡しを郵便局から受けることを希望する者にあつては「郵便局」欄に、それぞれ記載すること。
 なお、郵便局から払渡しを受けることを希望する場合であつて振込によらないときは、「郵便局振替口座の口座番号」の欄に記載する必要はないこと。
 また、年金の受取口座として、国に事前に登録した公金受取口座を利用する場合は、「登録している公金受取口座を利用します：□」の□にレ点を記入すること。その際、口座情報の記載や通帳の写しの添付等は必要がないこと。
 - (2) 請求人が 2 人以上ある場合において代表者を選任しないときは、⑦の最初の請求人について記載し、その他の請求人については別紙を付して所要の事項を記載すること。
- 12 「個人番号」の欄については、請求人の個人番号を記載すること。
- 13 本件手続を社会保険労務士に委託する場合は、「請求人（代表者）の氏名」欄の下の方の□にレ点を記入すること。
- 14 ⑪については、特別遺族年金、特別遺族一時金又は労災補償の対象とならない者に対する救済給付（特別遺族弔慰金、特別葬祭料）の認定等の有無を記載すること。

社会保険 労務士記 載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
			() —

石綿健康被害救済法

特別遺族年金転給等請求書

① 死亡労働者等のフリガナ氏名		(男・女)									
		生年月日 年 月 日 (歳)									
② 請求の事由		イ 先順位者の失権 ロ 先順位者の所在不明									
③ 請求人	フリガナ氏名	生年月日	フリガナ住所	死亡労働者等との関係	障害の有無	代表者を選任しないときはその理由					
		年 月 日			ある・ない						
		年 月 日			ある・ない						
		年 月 日			ある・ない						
		年 月 日			ある・ない						
④ 既に受けている者 を特別遺族年金 を受け付けている者	フリガナ氏名	生年月日	フリガナ住所	死亡労働者等との関係	年金証書の番号						
		年 月 日			管轄局	種別	西暦年	番号	枝番号		
		年 月 日									
		年 月 日									
		年 月 日									
⑤ けることができる遺族 請求人と生計を同じくし	フリガナ氏名	生年月日	フリガナ住所	死亡労働者等との関係	障害の有無						
		年 月 日			ある・ない						
		年 月 日			ある・ない						
		年 月 日			ある・ない						
		年 月 日			ある・ない						
⑥ 添付する書類その他の資料名											
⑦ 年金の払渡しを受けることを希望する金融機関又は郵便局 (登録している公金受取口座を利用します：□)	金融機関	名 称	※金融機関店舗コード								
		預金通帳の記号番号	銀行・金庫・農協・漁協・信組			本店・支店・支所					
		普通 ・ 当座	第	号							
	郵便局	フリガナ称	※郵便局コード								
			郵便局								
		所在地	都道府県	市郡区							
	郵便振替口座の口座番号	第	号								

郵便番号 —

上記により特別遺族年金の支給を請求します。

電話番号

年 月 日

労働基準監督署長 殿

請求人の住所
(代表者) 氏名

☐ 本件手続を裏面に記載の社会保険労務士に委託します。

個人番号

[illegible]

様式第 2 号（裏面）

[注意]

1. ※印欄には記載しないこと。
2. 事項を選択する場合には該当する事項を丸で囲むこと。
3. 先順位者が失権したことにより又は所在不明の先順位者について特別遺族年金の支給が停止されたことにより、新たに受給権者となった者がこの請求書を提出するときは、次の書類その他の資料を添えること。ただし、個人番号が未提出の場合を除き、（3）の書類として住民票の写しを添える必要はないこと。
 - (1) 請求人及び請求人と生計を同じくしている特別遺族年金を受けることができる遺族と死亡労働者等との身分関係を証明することができる石綿健康被害救済法の施行日（平成 18 年 3 月 27 日）以降の日付で証明された戸籍の謄本又は抄本
 - (2) 請求人及び請求人と生計を同じくしている特別遺族年金を受けることができる遺族のうち死亡労働者等の死亡の時から引き続き障害の状態にある者については、その事実を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料
 - (3) 請求人以外の特別遺族年金を受けることができる遺族のうち、請求人と生計を同じくしている者については、その事実を証明することができる書類
4. ③、④及び⑥の欄内に記載することができない場合には、別紙を付して所要の事項を記載すること。
5. ⑦については、次により記載すること。
 - (1) 特別遺族年金の支給を受けることとなる場合において、特別遺族年金の払渡を金融機関から受けることを希望する者にあつては「金融機関」欄に、特別遺族年金の払渡を郵便局から受けることを希望する者にあつては「郵便局」欄に、それぞれ記載すること。

なお、郵便局から払渡を受けることを希望する場合にあつて振込によらないときは、「郵便振替口座の口座番号」の欄は記載する必要はないこと。

また、年金の受取口座として、国に事前に登録した公金受取口座を利用する場合は、「登録している公金受取口座を利用します：□」の□にレ点を記入すること。その際、口座情報の記載や通帳の写しの添付等は必要がないこと。
 - (2) 請求人が 2 人以上ある場合において代表者を選任しないときは、③の最初の請求人について記載し、その他の請求人については別紙を付して所要の事項を記載すること。
6. 「個人番号」の欄については、請求人の個人番号を記載すること。
7. 本件手続を社会保険労務士に委託する場合は、「請求人（代表者）の氏名」欄の下の□にレ点を記入すること。

社会保険労務士 記 載 欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電話番号

様式第 3 号（裏面）

〔注意〕

- 1 記載すべき事項のない欄には斜線を引き、事項を選択する場合には該当のない事項を消すこと。
- 2 この報告書には、次の書類を添えること。ただし、（２）の書類として住民票の写しが含まれる場合には、住民票の写しを添える必要はないこと。
 - （１） 受給権者及び受給権者と生計を同じくしている特別遺族年金を受けることができる遺族の戸籍の謄本又は抄本
 - （２） 受給権者と生計を同じくしている特別遺族年金を受けることができる遺族については、その者が受給権者と生計を同じくしていることを証明することができる書類
- 3 ⑨には、障害の状態にあることにより特別遺族年金を受けることができる遺族のみが記載すること。
- 4 ⑩及び⑪の欄に記載することができない場合には、別紙を付して所要の事項を記載すること。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・ 提出代行者・ 事務代理者の表示	氏名	電話番号

石綿健康被害救済法
特別遺族年金の受給権者の住所・氏名変更届
特別遺族年金の払渡金融機関等変更届

※ 帳票種別
39580

死亡労働者等の氏名	支給決定を受けた労働基準監督署名	変更処理 ① 枚目 ② 枚中 ※ ※
	労働基準監督署	

必須項目

③ 年金証書番号	管轄局 種別 西暦年 番号	④ 死亡労働者等生年月日 元号 年 月 日 1 明治 2 昭和 3 平成 4 令和	⑤ 枝番号

1〜9年は右へ 1〜9月は右へ 1〜9日は右へ 0も記入する

○住所を変更した場合

（個人番号を未提出の住民票の写しの添付が必要です、裏面注意書きを参照ください。）

変更後の住所

⑥ 郵便番号	⑦ 電話番号 市外局番（右ヅメ） 市内局番（右ヅメ） 番号 市外局番も記入してください	⑧ 都道府県コード ※
都・道 府・県	⑩ 住所1（漢字） （フリガナ） ⑪ 住所2（漢字） つづき ⑫ 住所3（漢字） つづき	⑬ 都道府県名の次から 記入してください。

○銀行・郵便局等を変更したい場合（登録している公金受取口座を利用します：□）

金融機関郵便貯金銀行の支店等（除く）
郵便貯金銀行の支店等又は郵便局

フリガナ	金融機関名	銀行・金庫 農協・漁協・信組	本店・支店 支所
⑭ 預金の種類 1 普通 3 当座	⑮ 口座番号（右ヅメ）	⑯ 口座番号が7桁未満の場合は右に詰めて記入してください。	⑰ 金融機関コード 店舗コード ※
フリガナ	郵便貯金銀行の支店等又は郵便局	都・道 府・県	市・郡 区
⑱ 預金通帳の記号番号	⑲ 口座番号（右ヅメ）	⑳ 番号が8桁未満の場合は右に詰めて記入してください。	㉑ 郵便局コード ※

○氏名を変更した場合（戸籍謄本または戸籍抄本を添付してください。）

氏名

⑳ 変更後氏名（カタカナ）：姓と名の間は1字あけてください。	㉒ 変更前の氏名 フリガナ （漢字）
㉓ 変更後氏名（漢字）：姓と名の間は1字あけてください。	㉔ 氏名の変更年月日 氏名の変更理由

○個人番号を登録・変更する場合

個人番号

届出人（受給権者）の 住所 フリガナ	電話番号 市外局番 市内局番 番号 （自宅呼出） 勤務先

上記のとおり住所・氏名を変更した
払渡金融機関等を変更したいので届出ます。

個人番号を登録・変更したい
公金受取口座に変更したい

年 月 日

氏 名

□本件手続を裏面に記載の社会保険労務士に委託します。

労働基準監督署長 殿

※ 検印	署 長	副 署 長	課 長	係 長	係
	年 月 日		年 月 日		

0	5	ア	カ	サ	タ	ナ	ハ	マ	ヤ	ラ	ワ
1	6	イ	キ	シ	チ	ニ	ヒ	ミ		リ	ン
2	7	ウ	ク	ス	ツ	ヌ	フ	ム	ユ	ル	°
3	8	エ	ケ	セ	テ	ネ	ヘ	メ		レ	°
4	9	オ	コ	ソ	ト	ノ	ホ	モ	ヨ	ロ	一

〔注意〕

- 1 ☐☐☐☐ で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字読取装置（OCR）で直接読取りを行うので、この用紙は汚したり、必要以上に強く折り曲げたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は空欄のままとし、事項を選択する場合には当該事項を○で囲み（ただし、④及び⑨欄については該当する番号を記入枠に記入すること。）、※印のついた欄又は記入枠には記載しないこと。
- 3 記入枠の部分は、必ず、黒色のボールペンを使用し、右上に記載された「標準字体」にならって、枠からはみ出さないように大きめのカタカナ及びアラビア数字で明りょうに記載すること。
- 4 住所を変更した場合であって、個人番号が未提出であるときには、住民票の写しを添えて提出すること。
- 5 金融機関又は郵便局を変更したい場合には、年金の払渡しを金融機関（郵便貯金銀行の支店等を除く。）から受けることを希望する者は「金融機関名」欄、⑨欄及び⑩欄に、年金の払渡しを郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から受けることを希望する者は「郵便局名」欄及び⑫欄にそれぞれ記載すること。
 なお、郵便貯金銀行の支店等又は郵便局から払渡しを受けることを希望する場合であって振込によらないときは、「預金通帳の記号番号」欄は記載する必要はないこと。
 また、年金の受取口座として、国に事前に登録した公金受取口座を利用する場合は、「登録している公金受取口座を利用します：□」の□にレ点を記入すること。
 その際、口座情報の記載や通帳の写しの添付等は必要がないこと。
- 6 氏名を変更した場合には、戸籍謄本または戸籍抄本を添えて提出すること。
- 7 届出人の住所・氏名欄には、受給権者本人の住所・氏名を記載すること。
- 8 この変更届は、所轄労働基準監督署長に提出すること。また、届出人の住所を管轄する労働基準監督署長を経由して提出しても差し支えないこと。
- 9 「個人番号」欄については、届出人（受給権者）の個人番号を記載すること。
- 10 本件手続を社会保険労務士に委託する場合は、「届出人（受給権者）の氏名」欄の下の方の□にレ点を記入すること。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・ 届出代行 事務代理者の表示	氏 名	電話番号

特別遺族年金額算定基礎変更届

年金証書の番号			管轄局		種別		西暦年		番 号				枝番号		
受給権者の氏名			(男・女)												
			生年月日			年 月 日 (歳)									
			住 所												
特別遺族年金の額 とならなくなった遺族 の算定の基礎とな	氏 名		生年月日		死亡労働者等との関係		算定の基礎とならなくなった事由				左の事由が生じた年月日				
			年 月 日								年 月 日				
			年 月 日								年 月 日				
			年 月 日								年 月 日				
			年 月 日								年 月 日				
新たに特別遺族年金の額 の算定の基礎とな	氏 名		生年月日		住 所			算定の基礎とならなかった事由			左の事由が生じた年月日				
			年 月 日								年 月 日				
			年 月 日								年 月 日				
			年 月 日								年 月 日				
			年 月 日								年 月 日				
			年 月 日								年 月 日				
添付する書類名															

上記のとおり変更がありましたので届けます。

郵便番号 —

年 月 日

電話番号

労働基準監督署長 殿

届出人の住所

氏 名

〔注意〕 1 事項を選択する場合には該当する事項を丸で囲むこと。

2 この届書には、変更の事実を証明することができる書類を添えること。ただし、個人番号が未提出の場合を除き、当該書類として住民票の写しを添える必要はないこと。

石綿健康被害救済法

特別遺族年金受給者死亡届

①死亡した受給権者	年金証書の番号	管轄局	種別	西暦年	番	号	枝番号
	氏名						
	死亡した日						
②添付する書類名							

上記のとおり死亡したので届けます。

令和 年 月 日 郵便番号 ー 電話番号

住所 ()

届出人の 氏名

死亡した受給権者との関係

労働基準監督署長 殿

(注意)

この届出には次の書類を添えること。ただし、個人番号が未提出の場合を除き、(1)の書類として住民票の写しを添える必要はないこと。

(1) 受給権者の死亡を明らかにすることができる書類

(2) 年金証書(年金証書を添えることができないときは、その事由書)

石 綿 健 康 被 害 救 済 法

未支給の特別遺族給付金支給請求書

① 労 働 保 険 番 号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号				枝 番 号	
② 年 金 証 書 の 番 号	管 轄 局		種 別	西 暦 年		番 号			枝 番 号
死亡した 受給権者 の	フリガナ								
	氏 名	(男 ・ 女)							
	死 亡 年 月 日	年 月 日							
請求人の	フリガナ								
	氏 名								
	住 所								
死亡した受給権者(未支給の特別遺族給付金が特別遺族年金であるときは、死亡労働者等)との関係									
未 支 給 の 特 別 遺 族 給 付 金 の 種 類		特別遺族年金 ・ 特別遺族一時金							
添 付 す る 書 類 そ の 他 の 資 料 名									

上記により未支給の特別遺族給付金の支給を請求します。

郵便番号

年 月 日

電話番号

請求人の 住 所

労働基準監督署長 殿

氏 名

□本件手続を裏面に記載の社会保険労務士に委託します。

振 込 を 希 望 す る 銀 行 等 の 名 称		預 金 の 種 類 及 び 口 座 番 号	
銀行・金庫	本店	普通・当座	第 号
農協・漁協・信組	支店		
	支所	名義人	

様式第 8 号（裏面）

〔注意〕

- 1 事項を選択する場合には該当する事項を丸で囲むこと。
- 2 この請求書には、次の書類その他の資料を添えること。ただし、死亡した受給権者又は受給資格者の個人番号が未提出の場合を除き、（１）の書類として住民票の写しを添える必要はないこと。
 - (1) 死亡した受給権者又は受給資格者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
 - (2) 未支給の特別遺族一時金の支給を請求するときは、次の書類
 - イ 請求人と死亡した受給権者との身分関係を証明することができる石綿健康被害救済法の施行日（平成18年３月27日）以降の日付で証明された戸籍の謄本又は抄本
 - ロ 請求人が死亡した受給権者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類
 - ハ 請求人が死亡した受給権者の収入によって生計を維持していたことを証明することができる書類
 - (3) 未支給の特別遺族年金の支給を請求するときは、次の書類その他の資料
 - イ 請求人と死亡労働者等との身分関係を証明することができる石綿健康被害救済法の施行日（平成18年３月27日）以降の日付で証明された戸籍の謄本又は抄本
 - ロ 請求人が障害の状態にあることにより特別遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、請求人が死亡労働者等の死亡の時から引き続き障害の状態にあることを証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料

社会保険労務士 記 載 欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号

石綿健康被害救済法

特別遺族年金支給停止申請書

① 申請人の	年金証書の番号	管轄局	種別	西暦年	番	号	枝番号
	氏名	(男・女)					
	生年月日	年 月 日					
	住所						
② 所在不明者の	年金証書の番号	管轄局	種別	西暦年	番	号	枝番号
	氏名	(男・女)					
	最後の住所						
	所在不明となった年月日	年 月 日					
	所在不明の事由						
③ 申請人と所在不明者との関係							
④ 申請人の同順位者	氏名	住所	年金証書の番号				所在不明者との関係
			管轄局	種別	西暦年	番 号	枝番号
⑤ 添付する書類名							

上記のとおり所在不明者に係る特別遺族年金の支給停止を申請します。

郵便番号

—

年 月 日

電話番号

労働基準監督署長 殿

申請人の住所

氏名

〔注意〕

1. 事項を選択する場合には該当する事項を丸で囲むこと。
2. ②の所在不明者の年金証書の番号欄には、その番号が不明のときは記載する必要がないこと。
3. この申請書には、所在不明者の住所が1年以上明らかでないことを証明することができる書類を添えること。ただし、個人番号が未提出の場合を除き、当該書類として住民票の写しを添える必要はないこと。
4. ④及び⑤の欄内に記載することができない場合には、別紙を付して所要の事項を記載すること。